

議案第 27 号

令和 8 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の件
令和 8 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項を、次のように定める。

令和 7 年 10 月 14 日 提出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

令和 8 年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項

第 1 高等部 A 日程の第 1 次選抜

1 募集定員

高等部 A 日程の募集定員は、別表 1 のとおりとする。

2 志願資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者で、保護者とともに県内に居住し、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

(1) 中学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

3 志願期間

令和 8 年 1 月 28 日(水)から同月 30 日(金)までの間、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、1 月 30 日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、1 月 29 日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

(1) 志願は、高等部 A 日程の 1 校 1 学科に限る。

(2) 志願に当たっては、令和 8 年 1 月 20 日(火)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により

期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。

- (3) 志願者は、所定の入学願書を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出身中学校長等を通じて出願前に志願先特別支援学校長に連絡する。配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。
- (5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。
- (6) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先特別支援学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

- (7) 県外及び海外からの志願者は、学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者かつ県外及び海外の中学校又は特別支援学校中学部を令和8年3月までに卒業する見込みの者、卒業した者又はこれに準ずる者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校いずれにも在籍していない者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。
 - ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。
 - イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。
 - ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。
 - エ その他特別な事情があること。

- (8) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、第1次選抜入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査は、県下一斉に行う。
- (2) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）、作業能力検査、面接とし、配点は、学力検査 100点（国語50点、数学50点）、作業能力検査50点とする。
- (3) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。
- (4) 検査日は、令和8年2月7日(土)とし、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

2月7日(土)	9:00～	9:30～ 10:00	10:20～ 10:50	11:10～ 11:40	11:50～
	出席調査及び 諸準備	国 語	数 学	作業能力検査	面 接

- (5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習状況」及びその他の記録について審査する。
- (3) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (4) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定

する。

- (5) 特別支援学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続きを行ったうえ志願先特別支援学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ やむを得ない理由のある者

- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和8年2月9日(月)午後4時までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出する。

- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先特別支援学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書（県外及び海外からの志願者用）を所定の日時までに、志願先特別支援学校長に直接提出する。

- (4) 追検査は志願先特別支援学校において、令和8年2月12日(木)に行う。

- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和8年2月16日(月)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。

- (2) 志願に当たって必要な書類は、富山県教育委員会から中学校長等に配布する。

- (3) 第1次選抜合格者は、入学を辞退した場合を除いて、他の県立高等学校の

全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び県立特別支援学校高等部を志願することはできない。

- (4) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第2 高等部A日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和8年2月16日(月)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の定めに基づいて志願し、入学検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和8年2月19日(木)から同月24日(火)までの間(日曜日、土曜日並びに23日(月)を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月24日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月24日(火)正午までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 志願は、高等部A日程の1校1学科に限る。ただし、高等部A日程の第1次選抜で志願した特別支援学校を志願することはできない。
- (2) 志願に当たっては、令和8年2月18日(水)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに入学者選抜のための教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。
- (3) 志願者は、所定の第2次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先特別支援学校長に提出する。

(4) 志願に際して、出身中学校長等は、第2次選抜志願先特別支援学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して添付する。第2次選抜志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

また、出身中学校長等は、令和8年2月24日(火)正午までに、第1次選抜志願先特別支援学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して提出する。第1次選抜志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

(5) 県外及び海外からの志願者で第2次選抜に志願する者は、所定の日時まで、第2次選抜志願先特別支援学校長に第2次選抜申請書を、第1次選抜志願先特別支援学校長に第2次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

(1) 入学検査の内容は、面接とする。

(2) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。

(3) 検査日は、令和8年3月5日(木)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

(1) 第2次選抜志願先特別支援学校長は、第1次選抜志願先特別支援学校長から提出を受けた入学検査の成績と調査書等の資料、面接の結果に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

(2) 上記(1)のほか、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の7を準用する。

8 合格者の発表

令和8年3月13日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。
- (2) 第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先特別支援学校への入学を優先させる。
- (3) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表1

令和8年度富山県立特別支援学校高等部A日程募集定員等

学校名	学科名	障害種別	修業年限	募集定員
富山高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
高岡高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
富山聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
高岡聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
富山総合支援学校	産業工芸科	知的障害	3	8
	生活文化科	知的障害	3	

第3 高等部B日程の第1次選抜

1 募集人員（定員）及び志願資格

高等部B日程の募集人員（定員）及び志願資格は、別表2のとおりとする。

2 志願期間

令和8年2月19日(木)から同月24日(火)までの間（日曜日、土曜日並びに23日(月)を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月24日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月20日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 志願の方法

- (1) 志願は、高等部B日程の1校1学科に限る。
- (2) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。
- (3) 志願者は、所定の入学願書と診断書（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に限る。）を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 専攻科志願者は、所定の入学願書、調査書（調査書の提出が不可能と認められる場合は、卒業証明書）及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。
- (5) 訪問教育志願者は、所定の入学願書と診断書を在籍中学校長等に提出する。在籍中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (6) 県外及び海外からの志願者は、別表2の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。
 - ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。
 - イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。
 - ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。
 - エ その他特別な事情があること。
- (7) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）とする。ただし、特別支援学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検

査に替えて又は加えて面接を行うことができる。

- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 検査日は、令和8年3月5日(木)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合は、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

3月5日(木)	9:00~9:40	9:40~12:00
	出席調査及び諸準備	学力検査

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (3) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和8年3月13日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 高等部B日程の第1次選抜合格者で、高等部A日程の第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠合格を認められた者は、高等部A日程の志願先特別支援学校への入学を優先させる。
- (3) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。

- (4) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第4 高等部B日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集人員（定員）を決定し、令和8年3月13日（金）に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、別表2の志願資格を有する者で、他の県立高等学校及び県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

3 志願期間

令和8年3月16日（月）及び同月17日（火）の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月17日（火）午後4時までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の3を準用する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、学力検査など志願先特別支援学校長の定めるものとする。
- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 検査日は、令和8年3月19日（木）とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の6を準用する。

8 合格者の発表

令和8年3月25日(水)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。
- (3) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表2

令和8年度富山県立特別支援学校高等部B日程募集人員(定員)等

学校名	学科等	障害種別	修業年限	募集人員(定員)	志願資格
富山視覚総合支援学校	普通	視覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		病弱	3	8	学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

	保健医療	視障 覚害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者	
	専攻科	理療	視障 覚害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
保健医療		視障 覚害	3	約10		
富山聴覚総合支援学校	産業工芸	聴障 覚害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者	
	生活情報	聴障 覚害	3			
	機械	聴障 覚害	3			
	専攻科	産工芸	聴障 覚害	2	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		生活情報	聴障 覚害	2		
機械		聴障 覚害	2			
高岡聴覚総合支援学校	機械	聴障 覚害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者	
	生活情報	聴障 覚害	3			
にかわ総合支援学校	産業技術	知的障害	3	約20	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者	

		肢 体 不自由	3		<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
生活文化		知 的 障 害	3		<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
		肢 体 不自由	3		<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
訪問教育		知 的 障 害 肢 体 不自由	3	若干名	<p>特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者で、次の(1)~(2)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者</p> <p>(2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者</p>
しらとり支援学校	産業技術	知 的 障 害	3	約30	<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
	生活文化	知 的 障 害	3		
高岡支援学校	産 業	知 的 障 害	3	約30	<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
	生活文化	知 的 障 害	3		

	訪問教育	知的障害	3	若干名	特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者で、次の(1)~(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
と な み 総 合 支 援 学 校	産業技術	知的障害	3	約20	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	知的障害	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢体不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	訪問教育	知的障害 肢体不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者で、次の(1)~(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者

富山総合支援学校	産業工芸	肢 体 不自由	3	約10	<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
	生活文化	肢 体 不自由	3		
	訪問教育	肢 体 不自由	3	若干名	
高志支援学校	普 通	肢 体 不自由	3	約10	<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに入所している者若しくは入所する見込みの者又は富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの外来で訓練を受けている者若しくは訓練を受ける見込みの者（ただし、高等部こまどり分教室を除く）で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
ふるさと支援学校	普 通	病 弱	3	約10	<p>学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>
	訪問教育	病 弱	3	若干名	<p>特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込みの者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者若しくは入院する見込みの者又は通院している者若しくは通院する見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者</p> <p>ただし、通院については、国立病院機構富山病院が放課後等デイサービス事業を実施する場合に、同事業を利用している者又は利用する見込みの者に限る。</p> <p>(1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者</p> <p>(2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者</p>

第5 幼稚部の第1次選抜

1 募集人員及び志願資格

幼稚部の募集人員及び志願資格は、別表3のとおりとする。

2 志願期間

令和8年2月19日(木)から同月24日(火)までの間(日曜日、土曜日並びに23日(月)を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月24日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月20日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 志願の方法

(1) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。

(2) 志願者の保護者は、所定の入学願書、調査書及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

(3) 県外及び海外からの志願者は、別表3の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

(1) 入学検査の内容は、面接とする。

(2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

(3) 志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。

- (4) 検査日は、令和8年3月5日(木)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

3月5日(木)	9:00～9:40	9:40～11:30
	出席調査及び諸準備	面接

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、志願者について、調査書等の資料及び面接等の結果に基づいて合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和8年3月13日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。
- (2) ここに定めるもののほか、幼稚部の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第6 幼稚部の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和8年3月13日(金)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、別表3の志願資格を有する者で、他の県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

3 志願期間

令和8年3月16日(月)及び同月17日(火)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月17日(火)午後4時までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

「第5 幼稚部の第1次選抜」の3を準用する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、面接とする。
- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。
- (4) 検査日は、令和8年3月19日(木)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

「第5 幼稚部の第1次選抜」の6を準用する。

8 合格者の発表

令和8年3月25日(水)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。
- (2) ここに定めるもののほか、幼稚部の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表 3

令和 8 年度富山県立特別支援学校幼稚部募集人員等

学 校 名	障害種別	学年	募集人員	志 願 資 格
富山視覚総合支援学校	視覚障害	3 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満3歳の者
		4 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満4歳の者
		5 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、満5歳の者
富山聴覚総合支援学校	聴覚障害	3 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満3歳の者
		4 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満4歳の者
		5 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満5歳の者
高岡聴覚総合支援学校	聴覚障害	3 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満3歳の者
		4 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満4歳の者
		5 歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、満5歳の者

令和8年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項新旧対照表

※年度・月日・曜日等の変更を除く

令和7年度(旧)	令和8年度(新)	備考
ふるさと支援学校普通科の志願資格に係る変更の概要		
<p>○志願資格</p> <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、<u>国立病院機構富山病院に入院している者又は入院する見込みの者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</u></p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>	<p>○志願資格</p> <p>学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、<u>(削除) 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者</u></p> <p>(1) 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者</p>	<p>(削除)</p> <p>・ふるさと支援学校の志願資格について、次年度から、国立病院機構富山病院入院者に限らなくするため、富山病院に関する記述を削除するもの。</p>
幼稚部の選抜に係る変更の概要		
<p>第5 幼稚部</p> <p>8 第2次選抜</p> <p><u>富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和7年3月14日(金)に発表する。</u></p> <p>9 その他</p> <p>(1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。</p> <p>(2) ここに定めるもののほか、幼稚部の<u> </u>選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。</p>	<p>第5 幼稚部の第1次選抜</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8 その他</p> <p>(1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。</p> <p>(2) ここに定めるもののほか、幼稚部の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。</p> <p>第6 幼稚部の第2次選抜</p> <p>1 第2次選抜実施校の決定</p> <p><u>富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和8年3月13日(金)に発表する。</u></p> <p>2 志願資格</p> <p><u>志願できる者は、別表3の志願資格を有する者で、他の県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。</u></p> <p>3 志願期間</p> <p><u>令和8年3月16日(月)及び同月17日(火)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。</u></p> <p><u>なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月17日(火)午後4時までに志願先特別支援学校に必着とする。</u></p> <p>4 志願の方法</p> <p><u>「第5 幼稚部の第1次選抜」の3を準用する。</u></p> <p>5 受検票の交付</p> <p><u>特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(新設)</p> <p>・幼稚部の第2次選抜について、高等部B日程の第2次選抜と同等の説明を記載とするため、新たに項目を新設したものの。</p>

	<p>6 <u>入学検査</u></p> <p>(1) <u>入学検査の内容は、面接とする。</u></p> <p>(2) <u>入学検査は、志願先特別支援学校において行う。</u></p> <p>(3) <u>志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。</u></p> <p>(4) <u>検査日は、令和8年3月19日(木)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。</u></p> <p>7 <u>選抜の方法</u></p> <p><u>「第5 幼稚部の第1次選抜」の6を準用する。</u></p> <p>8 <u>合格者の発表</u></p> <p><u>令和8年3月25日(水)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。</u></p> <p>9 <u>その他</u></p> <p>(1) <u>志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。</u></p> <p>(2) <u>ここに定めるもののほか、幼稚部の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。</u></p>	
--	---	--

今後の教育委員会等の日程について

- 令和7年11月7日(金) 10:00 予定
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)